

## 報告書の作成について

○久喜市自治基本条例推進委員会条例（抄）

平成24年6月29日

条例第24号

（所掌事項）

第2条 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- （1） 自治基本条例の運用に関する事項
- （2） 自治基本条例の普及に関する事項
- （3） 自治基本条例の見直しに関する事項

2 推進委員会は、前項各号に掲げる事項について、市長に必要な提言を行うことができる。

### <前回の会議で出された意見>

- ・まとまった冊子を出すか、テーマごとに数回に分けて出すか。
- ・議事録だけではなく、報告書のような形にするか。

### <報告書の内容>

- ・久喜市自治基本条例に定められている、市政運営（行政手続、行政評価等）、情報の公開及び共有（個人情報保護、情報の適正管理等）、コミュニティの推進（コミュニティ活動への支援）、参加と協働の推進（市民の市政への参画、住民投票等）、広域的な連携及び協力などの項目に分けて1冊で網羅した報告書を作成するか。

→ 参考資料3参照